

**川越市における
新型コロナウイルス感染症
対応報告書**

令和7年3月

川 越 市

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、令和元（2019）年12月、中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染の発生として確認されてから、世界的に感染が拡がり、人々の生活にさまざまな影響を及ぼしてきた。

我が国においては、令和2（2020）年1月15日に国内初の感染者が確認され、本市では令和2（2020）年3月10日に市内初の感染者が確認され、徐々に感染の規模は広がっていった。

新型コロナウイルス感染症は未知のウイルスであったことから、法令上の位置付けも見直されながら、これに伴う対策が進められた。

令和2（2020）年2月1日には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）における指定感染症に位置付けられ、二類感染症（結核等）と同等の措置が講じられることとなった。

また、令和2（2020）年3月14日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の改正法が施行され、新型インフルエンザ等とみなして同法の規定が適用されることとなり、緊急事態措置などの対策が取られてきた。

流行初期はウイルスの科学的知見もない中、治療薬やワクチンもなく、また医療体制も十分でない状況において、接触機会を減らすことを中心とした対策であった。

徐々に知見が得られ、ウイルスの変異の特徴を踏まえた効果的な感染対策などが示されるようになり、また、治療薬やワクチンが開発されると、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るための対策へと変化していった。

こうした状況の変化に応じて示された国や県の要請等に対応し、本市ではさまざまな取組を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5（2023）年5月8日から5類感染症（インフルエンザ等）に変更となり、特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策」が終了となるまでの間、本市が行ってきたさまざまな取組は、次の感染症危機に備える上で、参考とすべき重要な教訓となっている。

そこで、本報告書は、新型コロナウイルス感染症対応における経験を、次の感染症危機に備えた検討の参考とするため、本市が取り組んだ新型コロナウイルス感染症対応における対策を整理することを目的として作成するものである。